

(別紙)

登録要件及び提出書類の記入要領

1. 入札参加資格審査申請書(様式1-1)

申請者欄に記入すること。支店・営業所等に委任する場合は委任する支店等も記入すること。
※新規に登録審査を申請する業者は、会社案内・要覧等を併せて提出すること。

2. 入札参加資格審査申請書(様式1-2)

「会社組織図」、「調査機関組織図」には、埋蔵文化財調査に関わる部署を記載すること。
業種7は、DTP制作・編集部門を記載すること。

3. 入札参加資格希望業種区分明細書(様式2)

登録する業種区分名の希望欄に○を記入すること。

《業種及び必要資格・要件》

業種1 発掘調査作業(民間支援)

掘削作業・測量作業(測量士の常駐※1)・基本平面図作成・発掘調査作業(常駐する調査補助員の派遣※2)・安全管理(特定の資格を有する現場代理人の常駐※3)をすべて含んだもの。

①愛知県指名業者であること。

②愛知県内に営業所があること。

③過去に1,000㎡以上の発掘調査(支援)業務の元請実績があること。

(新規に申請する業者及び既登録業者で新たに追加申請する場合は、直前3年間に1,000㎡以上の発掘調査(支援)の元請実績があること。)

④現場代理人※3が1名以上いること。

業種2 掘削作業

掘削作業及び安全管理(特定の資格を有する現場代理人の常駐※4)

①愛知県指名業者であること。

②愛知県内に営業所があること。

業種3 測量作業

光波測量による基本平面図作成作業、城館・古墳・窯の現況測量作業、測量支援作業など。
(測量士の常駐※1)

①愛知県指名業者であること。

②愛知県内に営業所があること。

業種4 遺物実測・デジタルトレース

土器・陶磁器・石器・木器等の実測・デジタルトレース作業(技術レベルを判断するための内容審査※5)

業種5 自然科学分析

放射性炭素年代測定・樹種同定・プラントオパール分析など。

業種6 保存処理

木製品・金属製品などの保存処理

①愛知県埋蔵文化財センター又は国若しくは地方公共団体等発注の保存処理について直前3年間に完了した実績が2件以上あること。

②保存処理を行うための装置を自社内に保有していること。

③作業施設には全館規模で24時間防犯監視システムが導入されていること。

④防火扉を備えた、独立した専用収蔵庫を完備していること。防火扉が無い場合、収蔵庫

- 内に遺物を収納できる耐火金庫を備えていること。
⑤収蔵庫内は、24 時間温・湿度管理がなされていること。

業種 7 報告書印刷製本

DTP 編集による報告書原稿の印刷製本（技術レベルを判断するための内容審査※6）

- ①愛知県指名業者であること。
②自社の社員及び自社の設備でDTP編集できること。

- ※1 業種1、3にいう「測量士」とは、埋蔵文化財発掘調査関連の測量経験があり、測量士としての登録を受けた者であること。
※2 業種1にいう「調査補助員」とは、大学で考古学その他これに類する学科目を専門に修める課程を修了した者、またはこれと同等以上の資格があると認められる者で、発掘現場に一定程度従事したことがあり、発掘調査報告書の作成経験を有する者であること。
調査補助員は、自社社員と同等に遇されている者であれば、正社員、契約社員、派遣社員等の別を問わない。
※3 業種1にいう「現場代理人」とは、土木施工管理技士1級の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受け、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者（有効期限内であること）で、埋蔵文化財の発掘調査の実務経験を有し、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を担当する者であること。現場代理人となる者は自社社員に限る。
※4 業種2にいう「現場代理人」とは、土木施工管理技士1級若しくは2級の資格を有し、主任技術者の資格のある者で、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を担当する者。現場代理人となる者は自社社員に限る。
※5 新規に業種4を申請する業者及び、既登録業者で新たに業種4を追加申請する場合は、愛知県埋蔵文化財センターの内容審査を受けること。そのため業務技術レベルの見本となるCD-ROM又は外付けハードディスク等（Illustrator C.C. for Mac 版）を提出すること。なお、提出物は返却しないものとする。ただし、データ容量その他の事情により電子メールによる送付が適当な場合は、事前に連絡の上、電子メールにより提出することができる。
※6 新規に業種7を申請する業者及び、既登録業者で新たに業種7を追加申請する場合は、愛知県埋蔵文化財センターの内容審査を受けること。そのため業務技術レベルの見本となる印刷及び製本した報告書又はこれに類する成果物を提出すること。提出された成果物は確認後に返却するものとする。ただし、返却は原則として申請者が直接引き取るものとする。返信用封筒（必要な切手を貼付したもの）又はレターパック等を併せて提出した場合には郵送により返却する。

4. 使用印鑑届（様式3）

愛知県埋蔵文化財センターと契約する場合等に使用する印鑑を届けること。

5. 委任状（様式4）

契約等の権限を委任する場合のみ必要。

委任事項は、申請者の事情により異なるので注意すること。

6. 業務経歴書（様式5）

登録希望業種毎に作成すること。

特に業種4については、実測業務とデジタルトレース業務の各様式があるので注意すること。
詳細は、様式内に記載の作成要領を参考にすること。

7. 技術社員一覧表（様式6）

愛知県埋蔵文化財センターと契約した場合、契約履行に関係する者を記入すること。

業種ごとに次の様式を提出すること。

- (1) 業種1・・・様式6-1（土木系技術者）及び様式6-2（測量系技術者）
(2) 業種2・・・様式6-1（土木系技術者）
(3) 業種3・・・様式6-2（測量系技術者）

(4) 業種５・・・様式６－３（自然科学分析）

(5) 業種６・・・様式６－４（保存処理）

※詳細は、様式内に記載の作成要領を参考にすること。なお、契約の履行に関しては、あらかじめ本様式にて提出された者以外の配置は認めないので十分に注意すること。

8. 調査補助員一覧表、調査補助員発掘調査経歴書、調査補助員の身分についての証明書（様式７－１、７－２、７－３）

業種１を申請する場合のみ。

愛知県埋蔵文化財センターと契約した場合、契約履行に係る者を記入すること。

9. 保有設備・装置・機械概要（様式８）

業種６を申請する場合のみ。

10. 保存処理の作業施設等（様式９）

業種６を申請する場合のみ。

保存処理に必要な作業施設・装置・設備等について写真を貼付（別紙可）して提出すること。

11. 審査結果通知用の返信封筒

結果を通知するため、返信先の住所氏名を記入のうえ１１０円切手を貼付した封筒（長形３号）を１通添付すること。ただし、郵便料金の改定により郵送料金に変更された場合は、返信に必要な額の切手を貼付してください。

12. 会社案内・要覧等（新規登録を希望する業者のみ）

新規に登録審査を申請する業者は、会社案内・要覧等を併せて提出すること。